

裁判所に提出していただく書類の取扱いについて

(遺産分割調停・審判用)

神戸家庭裁判所 家事部

1 【原則】裁判所に提出された書類は、他の当事者等に開示します。

書類を提出するときは、裁判所用と他の当事者用の合計を「提出書兼受領書」(コピーして利用してください。)とともに提出してください。

他の当事者用の写しを提出されない場合でも、他の当事者等は、裁判官の許可を得て、書類を閲覧(読むこと。)や謄写(コピーすること。)することができます。

2 彼の当事者等に知られたい情報は、提出者の責任で、マスキング(①コピーしてから黒く塗りつぶす。②マスキングテープで隠してからコピーする。)して、提出してください。

例 被相続人以外の通帳のコピーで、当該通帳の名義人の住所が記載されている部分や争点とは無関係な部分など

3 【例外】他の当事者等には知られたいが、裁判所には提供しなければならぬ情報がある場合は、その部分をマーカーなどで特定した上、提出の都度、「資料非開示の申出書」をステープラ(ホチキスなど)で留めて一体として提出してください。

例 他の当事者等の知らない住所、電話番号、勤務先

資料非開示の上申書は、非開示希望情報を含む書類を提出する都度、添付してください。資料非開示の申出書とともに提出する資料は裁判所用の1通のみ提出してください。

4 非開示希望申出がされても開示されることがあります

他の当事者等に書類を閲覧や謄写させるかどうかは、裁判官が法律に基づいて判断します。資料非開示の申出書を提出しても、裁判官が、不都合や支障が生じるおそれがない、またはおそれが少ないと判断した場合には、書類の全部または一部について、他の当事者等に閲覧や謄写させることがあります。

例 代償金を支払う義務のある方や登記が必要な方の住所など

5 裁判所へは、マイナンバーの記載のない書類(源泉徴収票、住民票など)を提出してください。